

(別紙様式 1)

令和 4 年 2 月 1 0 日

実施計画書

文部科学省初等中等教育局長 殿

住所 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 10 号
管理機関 宮崎県教育委員会
代表者名 教育長 黒木 淳一郎

1 管理機関

①管理機関（市区町村・都道府県）

ふりがな	みやざきけんきょういくいいんかい
管理機関名	宮崎県教育委員会
代表者職名	教育長
代表者職名	黒木 淳一郎

②管理機関（産業界）※2 団体以上ある場合は、適宜、欄を追加して記入してください。

ふりがな	いっばんしゃだんほうじんみやざきけんこうぎょうかい
管理機関名	一般社団法人宮崎県工業会
代表者職名	会長
代表者氏名	濱井 研史

③管理機関（学校設置者）

ふりがな	のべおかし
管理機関名	延岡市
代表者職名	市長
代表者職名	読谷山 洋司

2 指定校名

学校名 宮崎県立延岡工業高等学校
学校長名 安楽 耕三

3 事業名

ひむか未来マイスター・ハイスクール事業

4 事業概要

I o T や A I などのデジタル技術を活用した付加価値の高い商品開発やビジネスモデル変革を目指すこれからの地域産業界を担う高校段階での人材育成として、「I C T を活用したものづくり」に力点を置いたカリキュラム開発からスタートする。延岡工業高校に設置されている各学科の実習環境を含めた教育の現状や地域産業界連携組織（宮崎県工業会県北地区部会及び延岡鉄工団地協同組合（重複除き延べ 106 社））の特徴を考

慮し、機械科における実習内容の充実から着手する。長期的なスキームとしては、学校、地域産業界、地元自治体それぞれの立場からの当事業へのニーズ調査を行い、機械科以外での取組についても検討を行っていくこととする。

5 学校設定教科・科目の開設，教育課程の特例の活用（□で囲むこと）

ア 学校設定教科・科目を開設している

イ 教育課程の特例の活用している

6 事業の実施期間

契約日～ 令和5年 3月31日

7 4年度の実施計画

1年目からのステップアップとして、マシニングセンタや3Dプリンタを含めた機械科実習の更なる充実を図る。また、機械科の実習単位増や学校設定科目の適否、生徒の興味・関心やスペシャリスト育成のための選択制の導入などのカリキュラムの研究開発を行う。また、1年目に実施する学校、地域産業界、地元自治体それぞれの立場からの当事業へのニーズ調査を踏まえた本事業の取組対象学科拡大や今後の大学等との連携の在り方などについて検討を行う。併せて、F a b L a bの環境整備及び試験運用を行う。

<添付資料>

- ・ 令和4年度教育課程表

8 事業実施体制

意思決定機関の体制（マイスター・ハイスクール運営委員会）

氏名	所属・職
吉玉 典生	宮崎県工業会・副会長 (宮崎県工業会県北地区部会・会長 吉玉精鍍株式会社・代表取締役社長)
島原 俊英	宮崎県工業会県北地区部会 人材育成分科会・会長 (株式会社 MFE HIMUKA・代表取締役社長)
黒木 保善	延岡鉄工団地協同組合・理事長 (株式会社昭和・代表取締役社長)
読谷山 洋司	宮崎県延岡市・市長
水永 正憲	延岡市キャリア教育支援センター・センター長(元旭化成株式会社延岡支社長) 延岡市工業振興ビジョン推進コンダクター
黒木 淳一郎	宮崎県教育委員会・教育長
安楽 耕三	宮崎県立延岡工業高等学校・校長

事業実行機関の構成（マイスター・ハイスクール事業推進委員会）

氏名	所属・職
元永 辰也	マイスター・ハイスクールCEO 旭化成株式会社延岡支社延岡総務部地域活性化推進グループ長
〈調整中〉	産業実務家教員
山本 卓也	宮崎県工業会・専務理事

金丸 正一	宮崎県工業会県北分室・専門員
柳田 淳	宮崎県工業会県北地区部会人材育成分科会・副会長
水永 正憲	延岡市工業振興ビジョン推進コンダクター 延岡市キャリア教育支援センター・センター長
河野 修	延岡市商工観光部工業振興課・課長
伊東 洋之	延岡市教育委員会学校支援対策監
黒木 公俊	宮崎県商工観光労働部企業振興課工業・情報産業振興担当・副主幹
谷口 彰規	宮崎県教育庁高校教育課・課長
安楽 耕三	宮崎県立延岡工業高等学校・校長
松浦 宗孝	宮崎県立延岡工業高等学校・教頭
古川 敦弘	宮崎県立延岡工業高等学校・当事業主担当者・当該学科主任

9 課題項目別実施期間

業務項目	実施期間（4年5月1日～5年3月31日）											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
○実習内容の見直し	→											
○産業実務家教員からの技術指導	→											
○企業での実習	→											
○次年度に向けた年間計画の作成	→											
○FabLabの環境整備	→											

10 知的財産権の帰属

※いずれかに○を付すこと。なお、1.を選択する場合、契約締結時に所定様式の提出が必要となるので留意すること。

- () 1. 知的財産権は受託者に帰属することを希望する。
 (○) 2. 知的財産権は全て文部科学省に譲渡する。

11 再委託の有無

再委託業務の有無 有 ・ 無

12 所要経費

別添のとおり

※課税・免税事業者： 課税事業者・ 免税事業者 (□で囲むこと)